

COP7通信

11月

6日

# Kiko

マラケシュ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル3F  
Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012  
E-mail:kikonet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kikonet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2F  
Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463  
E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## ここでの合意なくして2002年発効はない！

## - 課題の絞り込み難航

### 大臣が交渉できる土台づくりを

明日からの閣僚級会合に向けて今日、各国の大臣らが続々と到着する。川口順子環境大臣も今日6日の午後に現地入りする。しかし先週1週間の深夜に至る事務レベル交渉でも、最終合意へ至るまでの道のりがまだ開けてこない。大臣会合で最終合意を得るためには、前半の交渉でおおよその合意を取りつけ、合意できなかった点、大臣に解決してもらうべき課題を絞り込み、その点においてのみ政治的決着を図ることが必要である。ただでさえ忙しい大臣に、今ここで繰り返し繰り返されている専門的で詳細なテキストをベースに交渉をしてもらおうというのは到底無理だ。しかし、このままではそうせざるをえなくなるほど、交渉が進んでいないところもある。COP7の最終合意をみるためには、今日1日の焦点の絞り込み作業が大変重要だ。

### 日加露豪の4人組

大臣会合までの期限が迫っていながらも、本来粛々と進めるべき交渉が順調に進まない要因の大部分は、ほんのわずかな国が建設的な議論をせず、議長のテキストを受け入れられない、と拒む交渉を繰り返しているからである。それはとりもなおさず、日加露豪の4カ国である。この4カ国の結束による妨害姿勢は日に日に顕著になっている。京都メカニズム

の交渉グループでは、遵守問題などに絡んで日本が議長のテキストを受け入れられないという拒絶の姿勢を続けていることがことさら目立っている。共同議長は、「今は交渉の最終ステージで目の前にあるテキストについて交渉しているのだ、反対意見があるなら拒絶ばかりでなく、妥協案を出してくれ」と融通の利かない日本に途方に暮れており、日本に対して「大変失望している」とさえ述べた。こうした日本の態度には、合意のための妥協の姿勢がほとんど見られず、多くの国には、頑固で傲慢な姿勢に映っている。

最終合意を目指すとした日本の公式表明とは全く裏腹の交渉が今、三国の支援を受けてここマラケシュで繰り返されている。しかし、日本を支えているように見えるカナダは、法的拘束力の帰結を持った遵守制度には何ら問題ないと受け入れていることを見落としてはならない。

### 批准報道と現地交渉のギャップ

日本で大きく報道された「日本の批准決定」の記事は、その真偽はともかく、それと相反する姿勢で合意を妨げている日本政府をマラケシュで目の当たりにしているNGOは、そのギャップに困惑している。私たちの戸惑いを解消してもらうために、川口大臣には批准の決意をここマラケシュで示し、今の柔軟性の全くない交渉姿勢を改めていただきたいと強く願う。ごり押しすれば主張が通るとい

ような傲慢な交渉態度は、本当に合意をぶち壊してしまうかもしれない。それを承知でそういう道を日本は取っていいのなら、それは破壊への道だ。COP7での合意なくして2002年発効はない、日本はそれを肝に銘じるべきだ。

### 重要課題に踏み込めず

京都メカニズムの議論の中で、割当量の計算方法についての議論も行われているが、これがかかなり遅れていることが懸念材料だ。京都議定書では、京都メカニズムから得られた削減分を先進国の目標達成に利用できることとされているため、そうした削減枠を国内削減に割り当てる際のルール、記録方法などについて決めなければならない。議定書の根幹になる重要な部分だ。しかし現状は、G77、アンブレラグループ、EUそれぞれから出された提案がようやく議長案にまとめられ、これから交渉に入ろうという状況だ。この議論にはファンジビリティと呼ばれる3つのメカニズムから得られる排出（削減）枠が交換可能かどうかという問題や、次の約束期間へのバンキング（繰越し）はどのようにできるのかという問題など、重要な論点が残されており、COP7で解決が求められている。議長は、各国が歩み寄りを見せないことへ失意の念を示し、5日夜各グループとそれぞれで話し合い、打開策を図ることとなった。進展が気になる問題である。

## ボン合意の精神今どこに？

COP7 が 1 週間を終えるに当たり、ボン合意の際に積み残された専門的な細かい話を詰めるために締約国がここに集まっていることを改めて思い起こしたい。7 月のボンでの閣僚級会合では既に政治的合意に達した。ほどなく到着する閣僚達は、ボン合意における彼らの精神を解釈し、緻密に努力した専門家チームの作業にお墨付きを与えることが期待される。

しかし、再開 COP6 で 3 日間夜を徹して合意に至った経緯からすると、選挙で選ばれた閣僚や説明責任を有する高級官僚は、ボン合意の精神を具体化する作業が遅々として進まないことに、怒り狂わないまでも、失望の色を隠せないだろう。

その原因を追求していくと、皆の指が指し示す先は、未だに尻込みしているアンブレラグループのメンバーとなる。しかし、EU が気概を失っていることから、解明作業は実質的に混迷を深めている。しかもアンブレラグループは、7 月のボン合意の核となる部分を明らかに破壊しようとしている場合すらある。

例えば、遵守の問題をみてみよう。

\* 日本は、5 条と 7 条の遵守行動計画 (5 条・7 条の要件を一度満たせなかった場合、今後どのようにして満たすのかを示すよう、締約国に要求するもの) について言及した箇所を削除するよう求めた。

\* オーストラリアは、第三国が締約国の不遵守を報告できないようにすることを要求した。しかし実際この件はボン会議で合意されており、遵守システムの信頼性を保つ上でも必須のものである。

\* ロシアは、遵守委員会が結論に達した後まで情報を公表することやヒアリングは一般公開しないことを要求し、情報公開と市民参加についての全ての項目を削除しようとしている。これもまたボン合意に正面から対立する行為である。

メカニズムの交渉においても同様の展開がみられる。日本、カナダ、オーストラリアが、ボン合意の中核をなす遵守制度に合意するという京都メカニズムの参加資格要件をくつがえそうとしている。

LULUCF の議論では、既にさんざん報じられてきたように、ロシアはすでに大量にせしめていたホットエアに上乘せし、3 条 4 項における森林管理で得られる吸

収源の量をさらに増加するよう要求した。

これらは単なる背徳行為ではなく、ボンでの政治的合意と自国の閣僚の権限に正面から対立する行為である。昨夜のとある局面では、日本政府代表団は、「いわゆるボン合意」とまで言い始めた。今になってこうした行動をとるのは極めて奇異なことであり、交渉の妨害者としては毎度おなじみの OPEC 諸国でさえ、これに賛同の意を表する必要はないと感じている。こうした意見は検討などする必要がないことは明らかで、勝手に議論させておけばいい。会議場の外で笑いとばしておくというのがまともな反応だろう。

それ以外の締約国に対しての CAN の要求は以前と変わらない。つまり、課題を片付け、閣僚のボン合意の決定を尊重し、批准と実施に向けて進もう、ということである。

締約国が、投資家に対する信頼性を確保する最良の方法は、拘束力を有する遵守制度を構築することである。そして遵守メカニズムが透明性をもち、環境保全的な視点による勘定と報告に基づくこと、さらに吸収源活動が気候、生物多様性、地域社会の生活に悪影響を及ぼさないものであることを保証しなくてはならない。

最後に EU に「肝に銘じてほしいメッセージ」を送る。EU の立場をロシアに決めさせてはいけぬ。ボン合意以上のものを望んでいる EU の市民の声に耳を傾けなさい。そして繰り返すが、カナダ・ロシア・日本・オーストラリアを相手にしないことだ。(eco 11/2)

### どこ行っちゃうの？ 市民参加

CAN は、締約国や締約国の態度を批判するのは特に気が進まないのだが、10 月 31 日 (水曜日) の遵守グループの会合の進捗状況については、この数年間いったい何をしてきたのかと首をかじげざるをえなかった。このセッションに出席するにあたり、CAN は、議長テキストに盛り込まれていた履行強制部手続きにおける透明性と市民参加のルールについては、テキストの他の多くの部分が受けてきたような攻撃にさらされることはないだろうと、警戒しながらも楽観視していた。

共同議長テキスト (少なくとも元のテキスト) の条項では、遵守の申し立て手続きにおいて検討される全ての情報は、

一般市民への公開が求められている。遵守の履行強制部がヒアリングを秘密に実施すべきだと判断した場合を除いて、公開ヒアリングが要件だった。これらの条項は、履行強制部に参考情報を提出する NGO の権利とともに、議定書の遵守判定の正統性を確実にし、議定書の遵守制度が市民に受け入れられるために最低限必須である。こうした権利は、(それほど幅広くはないにしても) その他の国際的制度的の下で享受され、また求められている権利と類似のものである。

もちろん、透明な意思決定の旗手とはほど遠いロシアが、これらの条項のいくつかを無効にしたり台無しにしたがったりするだろうことはわかっていた。

各締約国が意思決定において透明性を保つよう市民が監視することは、議定書の遵守が守られる上で最も重要な要素であるため、遵守の申し立て手続きを受ける当事国が、一方的に監視の権利を制限することを EU が認めるはずはないと思っていたが、私たちの読みは甘かった。

しかしブラジルが、市民が情報をどのように活用するかを政府が把握できない点が問題だと主張したが、ロシアは、遵守の申し立て手続きの間は履行強制手続きにおける情報を開示すべきとの要請を削除することにまんまと成功したのだ。

それで私たちはようやく、「一般市民の実質的な参加」についての代表団の考えは、持続可能な発展を前提とした合意よりも WTO がもつ閉鎖的文化に深く根ざしたものだっただのではないかと心配し始めたのだ。

今や、幅広い一般市民の実質的な参加は、プラスにこそなれマイナスではないことを世界の政府が理解すべき時期だ。持続可能な発展を前提とする条約は、完全な透明性と一般市民の参加なしには決してうまくいかない。各締約国がシアトル (WTO) とジェノバ (G8) の教訓を肝に銘じ、条約と議定書の全てのプロセスに人々を密接に関与させることが人々の支持を勝ち取る最良の手段だと悟ることを、CAN は祈るばかりだ。(eco 11/1)

### Kiko COP7 通信 No.3

2001 年 11 月 6 日発行

発行・編集 / 気候ネットワーク

浅岡美恵、平田仁子 (翻訳 / 大島堅一)

小倉正、早見由里子、吉村敦子